

# 1 貸借対照表の内容について

バランスシートは、町がどのような資産を持ち、その財産を持つためにどのようにお金を調達したかを一覧表にまとめたものです。

社会資本の蓄積 (有形固定資産)	生活インフラ	将来世代の負担 (負債)
	教育	
	福祉	
	環境衛生	
	総務	
外部で運用されている資金 (投資等)	現世代までの負担分 (純資産)	
支払手段としての留保資金 (流動資産)		

## 【資産の部】

資産は、これまで坂町が様々な形で行った行政サービスの中で形成された「モノ」です。資産は、「公共資産」「投資等」「流動資産」の3つの分類に分けます。

1 公共資産	町税や地方債により取得した土地や建物、道路などです。
2 投資等	投資等は、「投資及び出資金」、「貸付金」、「基金等」、「長期延滞債権」、「回収不能見込額」に区分しており、外部に運用がゆだねられている資金の規模の把握に用いることができます。
(1) 投資及び出資金	① 市場価格のある投資及び出資金 当該年度の時価で評価し計上します。さらに時価と取得原価との差額を純資産の部の「資産評価差額」に計上します。 ② 市場価格のないもの 当該年度までの出資金額を計上します。
(2) 貸付金、基金等	貸付金は、住宅新築資金等の個人向け貸付事業、老人保健施設等建設事業貸付事業を計上しています。 基金のうち、財政調整基金は、流動性がある等という性質から流動資産に計上しています。
(3) 長期延滞債権	長期延滞債権は、収入未済額のうち前年度（平成23年度）以前のものを計上しています。貸付金についても同様です。
(4) 回収不能見込額	回収不能見込額は、長期延滞債権となった金額から、次のように算出し、過去5年間の平均を計上しています。 $\text{不納欠損} \div (\text{滞納繰越収入額} + \text{不納欠損額})$ これは、回収不能見込みを合理的に算出したもので、回収できないという意味ではありません。

3 流動資産	流動資産は「現金預金」と「未収金」に区分します。現金預金には、流動性が高い基金として、財政調整基金を計上しています。
(1) 現金預金	<p>① 財政調整基金 不況などによる大幅な減収や、災害などの思わぬ支出に備え、財源に余裕のある年度に積み立てておく基金です。</p> <p>② 減債基金 過去の地方債や満期一括償還の公債費負担などを軽減するための基金です。</p> <p>③ 歳計現金 決算剰余金を計上します。この額は、繰越金として次年度へ繰り越されません。</p>
(2) 未収金	<p>当該年度の税金等で、まだ納めてもらっていないお金ことです。</p> <p>① その他 住宅新築資金等貸付金、保育所保護者負担金を計上しています。</p> <p>②回収不能見込額 上記未収金のうち回収不能と見込まれる額です。</p>

#### 【負債の部】

負債は、簡単に言えば、借金です。しかし、この借金にも様々な形態があり、また、返済期間もまちまちです。借金の内容に従ってリスクが把握できるようになっていなければ意味がありません。負債は「固定負債」「流動負債」の2つに分類します。

1 固定負債	固定負債とは、1年以上の期間をおいて返さなければならない借金です。地方債、長期未払金、退職手当引当金が、これにあたります。
(1) 地方債	土地を購入したり、建物や道路を造ったりする際に、町にあるお金だけでなく、借金をする場合があります。この借金を地方債と呼びますが、地方債残額のうち、翌年度に返済しなければならない分を流動負債へ計上し、残りを固定負債に計上しています。
(2) 長期未払金	<p>長期未払金は、次の様なものが計上されます。</p> <p>①債務負担行為を設定して購入した物件。債務保証、損失補償は、翌々年度以降の支出予定額を計上します。</p> <p>②債務保証または損失補償をしている場合に計上します。</p> <p>③その他については、当該年度までに物件の引渡し、もしくはサービスの提供があったものの、翌々年度以降の支出予定額を計上します（翌年度支出予定額は、流動負債に計上します。）。</p> <p>平成24年度は長期未払金に計上するものではありませんでした。なお、利子補給については、貸付金に対して毎年発生するものですので、長期未払金では計上せず、欄外の注記に計上しています。</p>
(3) 退職手当引当金	<p>基準日（年度末）に全職員が退職したと想定し、必要となる退職手当の支給総額を計上しています。</p> <p>企業の退職手当引当金計上計算は、法人税法などによって規定されていますが、ここでは他市町との比較を行う観点から、総務省で定めた方式（年度末に全職員が自己都合により退職した場合の退職手当総額を計算する方法）</p>

	で算出しています。
2 流動負債	流動負債とは、1年以内に返さなければならない借金のことです。具体的には、未払金や過去に発行した地方債のうち翌年度に返さなければならないお金がこれにあたります。
(1) 翌年度償還予定地方債	貸借対照表では、地方債の元金が対象となります。支払った利息は、コストとして行政コスト計算書で計上されます。
(2) 短期借入金（翌年度繰上充用金）	短期借入金（翌年度繰上充用金）とは、その会計年度が過ぎてから、歳入と歳出を計算してみて、歳入が歳出より少なかった場合、次年度の歳入を繰り上げてその会計年度の歳入に充てる金額のことです。通常はほとんど発生することのない項目です。
(5) 賞与引当金	平成24年度の賞与引当金は、平成25年6月に支払った賞与の6分の4を計上しています。賞与は、一定期間勤務した労働に対する対価と考えられます。したがって、公務員の6月賞与は前年12月から当年5月までの6ヶ月の労働対価と言うこととなります。平成24年度からみると支払いを平成25年度に遅らせたことになり、バランスシートでは、その分を、未払金（負債）として引当計上することとなります。

### 【純資産の部】

純資産は、企業でいうところの資本、いわば自己資本のことです。地方公共団体は、営利活動をしませんが、新公会計制度の財務諸表では、これを純資産と呼びます。純資産の部では、公共資産の形成に係る「公共資産等整備国県補助金等」と「公共資産等整備一般財源等」のほか、それ以外の資産を形成するための財源である「その他一般財源等」、資産の評価差額から計上される「資産評価差額」があります。

1 公共資産等整備国県補助金等	町が行政サービスという事業を行うのに、国や県から補助金を受けることがあります。この補助金は、負債に計上した地方債とは異なり、将来返済する必要がありません。したがって、一般財源同様に、町が取得した資金ということになるので、純資産として計上しています。ただし、この国や県からの補助金などは、行政サービスという事業を行った結果、形成された有形固定資産の資金の一部に充てていますので、他と同じように減価償却を行い計上しています（以下、「資産整備国県補助金」という。）。
2 公共資産等整備一般財源等	公共資産形成のために充てた財源は、この項目に計上します（以下、「資産整備一般財源」という。）。
3 その他一般財源	旧総務省方式では、ひとまとめになっていた「一般財源」ですが、総務省方式改訂モデルでは、この「一般財源」を、公共資産の形成に充てた一般財源として「資産整備一般財源」、公共資産形成意外に充てた一般財源として「その他一般財源等」に区分しています。これは、資金の拘束性により純資産を区分するためです。 資産整備一般財源と資産整備国県補助金は、資産の形成に使用された財源です。つまり、資産という形で将来世代に引き継ぐことを意味します。一方、その他一般財源等は、将来世代に引き継ぐ「金（カネ）」と言えます。これがマイナスとなっているのは、将来へ引き継ぐカネを先食いしていることとなります。通常、「その他一般財源等」はマイナスになりますが、このよう

	<p>な状況が発生するのは、資産形成を伴わない負債（臨時財政対策債、退職手当引当金等）が存在し、その支払いに対する積立がないことによります。</p> <p>この負債は、将来の税収入等の一般財源に寄りまかなわなければならないため、その他一般財源等がマイナスとして表示されます。資産形成を伴わない借金は、赤字地方債と呼ばれ臨時財政対策債や減収補填債などがあります。赤字地方債の発行は、その他一般財源等を減少させ、将来世代へ引き継ぐべきカネを先食いするものとなります。</p>
4 資産評価差額	<p>公共資産における土地は、固定資産税評価額を基としていますが、評価替え等の評価の見直しに合わせて、公共資産の評価も見直します。この見直しにより生じた差額を計上しています。また、寄附により無償で資産を受け入れた場合も資産に計上された額と同額をこの項目に計上していきます。</p>

資産整備国県補助金は、償却対象資産の減価償却に合わせて、充当された国県補助金も減価償却相当額を見合いで減少させていきます。国県補助金の受入れ額が、償却相当額を上回る場合は、資産整備国県補助金が増加することになります。

#### 【注記】

注記は、財務書類本文の補足情報です。

#### ※1 他団体及び民間への支出金により形成された資産

他団体等に対して補助金や負担金を支出して資本整備をしている場合、自治体の資産には計上されていません。そこで、他団体及び民間を通じて形成された資産の現在高と財源内訳を、行政目的別に注記しています。

#### ※2 債務負担行為に関する情報

注記する債務負担行為は、バランスシートへ計上した長期未払金、未払金、引当金以外のものです。物件の購入等は、(仮称)町民交流センター整備事業や土地開発公社に対するものがあります。債務保証又は損失補償をした団体はありません。その他は、漁業関係の利子補給金や広島市水道水源開発経費負担金、浄化槽減少化対策措置事業があります。

#### ※3 地方債残高のうち地方交付税の算定の基礎に含まれる額

地方債総額に対して、地方交付税の基準財政需要額に算定される金額を計上しています。

#### ※4 普通会計の将来負担に関する情報

財政健全化法で算出した将来負担に関する情報を示しています。

## 4 資金収支計算書の内容について

一会計年度における資金の動きを表示したものが、資金収支計算書です。この資金収支計算書は、行政活動の資金の流れから見たものであり、年度当初と年度末の資金の増減内訳を示したものです。

官庁会計では、従来から資金収支を意識した単式簿記を採用しており、既に「歳入歳出決算書」を作成しており、資金収支計算書でも、実際の現金の動きをベースに作成しています。

企業会計で作成されるキャッシュ・フロー（資金収支）計算書は、活動別に「営業活動」「投資活動」「財務活動」の三つに区分されています。これらの活動区分別に、資金調達方法やその用途を明確にすることによって、それぞれ活動別のキャッシュ・フローが明確になります。

公会計の資金収支計算書は、「経常的収支の部」「投資・財務的収支の部」に加えて、「公共資産整備収支の部」を別枠で設けています。この構成は、経常的収支（収支余剰）と投資・財務的収支（地方債償還額）を計算し、余裕のある範囲内で公共資産整備収支の大きさを決めるという自治体独自の考え方によるものと考えられています。

<p>1 経常的収支の部</p>	<p>「経常的収支の部」には、地方公共団体で経常的に行われる行政活動から発生する資金収支を計上します、具体的には、税金、施設利用料や発行手数料等の収入、人件費や消耗品等の購入費用などを計上することになります。</p> <p>企業会計の場合、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の黒字額を最大化することが目的とされます。少なくとも黒字でなければ倒産の危険性が非常に高いといわれています。公会計では、「経常収支の部」が「営業活動」にあたり、自治体運営でも重要な部門となります。</p> <p>この経常的収支の部の黒字額が小さい場合には、財政構造が硬直化しているため、経常経費の削減に努める必要があります。</p>
<p>公共資産整備収支の部</p>	<p>「公共資産整備収支の部」には、公共資産整備に伴う支出や当該支出に充てた特定財源などを計上します。ただし、普通会計が行う公共資産整備のほか、他の会計やほかの団体などを通じて行った公共資産整備に対して、普通会計が負担した支出額も含んで計上しています。</p>
<p>投資・財務的収支の部</p>	<p>「投資・財務的収支の部」には、投資及び出資金、貸付金、基金に係る支出や、それらの財源、貸付金元金回収による収入、地方債元金償還による支出、他会計に対する支出（公債費財源繰出）、公共資産売却による収入などを計上しています。地方債の元金償還額は、この部門に集約されています。</p> <p>支出では、基金積立額の増加は、大規模事業基金等の積立によるものです。他会計等への公債費充当財源繰出支出の増加は、下水道事業特別会計への公債費財源繰出の減が要因です。</p> <p>収入では、代替用地として売却した町有地の収入額を計上しています。</p>
<p>基礎的財政収支に関する情報</p>	<p>基礎的財政収支（プライマリーバランス）は、借金による収入と返済、財政調整基金等の積立と取崩を除いた収支の額です。</p>

### 3 純資産変動計算書の内容について

純資産変動計算書は、バランスシート「純資産の部」の増減を財源内訳とともに示したものです。縦軸に「期首純資産残高」「純計上行政コスト」「一般財源」「補助金等受入」「臨時損益」「資産評価替えによる変動額」「無償受贈資産受入」「その他」を計上して、「期末純資産残高」が算出されます。そして、最後の期末純資産残高が翌年度の期首純資産残高となります。横軸に、財源内訳を表しますが、その内容はバランスシートの「純資産の部」の内訳と同じになっています。

純計上行政コスト	<p>行政コスト計算書における「純計上行政コスト」の金額を、「その他一般財源等」の欄にマイナス計上します。マイナス計上とするのは、「コスト＝支出」としているためです。</p> <p>また、「純計上行政コスト」には、町が実質的に負担していない当該年度の減価償却費も含まれています。その分「その他一般財源等」が実際以上に減少しています。その減少分は、科目振替の「その他一般財源等」に戻す処理をしています。</p>
一般財源	<p>「一般財源」には、地方税、地方交付税、その他行政コスト充当財源があります。その他行政コスト充当財源は、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、財産収入、繰入金、諸収入があります。ただし、貸借対照表の資産の減少、負債の増加となるような項目は控除しています。たとえば、貸付金回収元金や、基金の取り崩しによる収入などです。</p>
補助金受入	<p>「補助金等受入」のうち、「公共資産等整備国県補助金等」には、当該年度の国県支出金のうち、資産形成の財源となった金額を計上しています。</p>
臨時損益	<p>経常的なコストや財源のほかに、災害時の復旧事業費や公共資産の除売却損益、投資損失など臨時的な要因によるコストや収入を計上します。</p>
科目振替	<p>「科目振替」は、資産への財源（現金）投入や除売却時の現金増加などによる資本的な支出に伴う純資産内部の移動を示すものです。</p>
公共資産への財源投入	<p>財源を投入して資産を取得し、現金である「その他一般財源等」が減少します。</p>
公共資産処分による財源増	<p>今までにもっていた土地などの売却による「公共資産等資産整備一般財源」の増減を計上し、その分「その他一般財源等」が変動します。</p>
貸付金・出資金等	<p>貸付金・出資金等も同様に、貸付と回収により振替を行います。</p>
減価償却による財源増	<p>減価償却額は、資産の目減りです。しかし、行政コスト計算書で減価償却額をコストとして計上しているため、「その他一般財源等」（現金）が減少しています。そのため、減少した「その他一般財源等」を元に戻す必要があります。「公共資産等整備国県補助金等」と「公共資産等整備一般財源等」の減価償却分を、「その他一般財源等」へ振り替えます。</p>
地方債の償還に伴う財源振替	<p>地方債を償還しても財産がなくなるわけではありません。地方債を償還したことで、「その他一般財源等」が減少し、その額が公共資産整備の財源として拘束されることとなります。つまり、「公共資産等整備一般財源等」が増えることとなります。</p>

その他

どこにも該当しなかったものがある場合に計上します。

## 2 行政コスト計算書の内容について

行政コスト計算書は、「経常行政コスト（出ていくお金）」と「経常収益（入ってくるお金）」の二つに分かれます。

経常行政コストは、縦軸で性質別（人件費、物件費、扶助費等）に細分し、横軸で目的別（生活インフラ・国土保全、教育、福祉等）に分類します。

### 【経常行政コスト】

経常行政コストは、上から「人にかかるコスト」「物にかかるコスト」「移転支的的なコスト」「その他のコスト」に分類します。

1 人にかかるコスト	人件費（事業費支弁人件費を含む。）、退職手当引当金繰入等、賞与引当金繰入額がここに分類されます。
(2) 退職手当引当金繰入等	退職手当引当金繰入等は、次のように算出します。 $\begin{aligned} & (\text{当該年度退職手当引当金} - \text{当該年度退職手当組合積立金}) \\ & - (\text{前年度対象手当引当金} - \text{前年度退職手当組合積立金}) \\ & + (\text{当該年度退職手当組合負担金}) \end{aligned}$
(3) 賞与引当金繰入額	貸借対照表で計上した流動負債の賞与引当金と同額を計上します。
2 物にかかるコスト	物件費、維持補修費、減価償却費がここに分類されます。
(1) 物件費	消耗品や備品購入費、使用料、原材料費などがあります。
(2) 維持補修費	坂町が管理している様々な施設の修繕費用です。施設の延命を図るような大規模な支出は、資産として貸借対照表に計上します。
3 移転支的的なコスト	社会保障給付、補助金等、他会計への支出額、他団体への資産整備補助金等がここに分類されます。これらは、「人にかかるコスト」や「物にかかるコスト」のように、町に入ってきたお金が人や物に変わってサービスが生まれるのとは違い、入ってきたお金が、お金のまま支払われるものです。
4 その他のコスト	支払利息や回収不能見込計上額、その他のコストがここに分類されます。
(1) 支払利息	地方債の借入れに伴い支払わなければならない利子です。
(2) 回収不能見込額	町税などの収入は、実際に収入になっていなくても、町に入ってくる額が確定した時点でこれを収入とみなします。このように収入金額を確定させることを「調定」といいます。しかし、実際には収入できずに時効になってしまう場合があり、これを不能欠損として、「調定」を減額します。当年度回収不能見込額から前年度回収不能見込額を控除することで、回収不能見込額の今年度純増額が算定されます。さらに、不能欠損の額だけ回収不能見込額が減少していますので、この分を加算することで、当年度の回収不能見込計上額を算出することができます。
(3) その他行政コスト	その他行政コストは、次のように算出します。 $\begin{aligned} & \text{失業対策事業費} + \text{当年度末（長期未払金} + \text{未払金）} \\ & - \text{前年度末（長期未払金} + \text{未払金）} \\ & - \text{前年度末（長期未払い金} + \text{未払金）のうち当年度債務履行額（普通建設事業費に計上されるものを除く。）} \end{aligned}$

人件費、社会保障給付、支払利息は、任意に削ったり、圧縮したりできない経費（義務的経費）で

す。

これらのコスト割合が大きくなると、柔軟な行政サービスができなくなる心配があります。このような義務的経費の割合を抑えることが望ましいといえます。

### 【経常収益】

収入の内訳は、次のとおりです。

1 使用料・手数料	総務省方式改訂モデルでは、収入を「使用料・手数料」「分担金・負担金・寄附金」の二つとすることで、受益者負担割合を算出しています。
2 分担金・負担金・寄附金	<p>また、収入部門においてもそれぞれの項目に収入未済額（未収金と長期延滞債権）を加算計上しています。計上額は、それぞれ「当該年度収入未済額－前年度収入未済額＋当該年度不納欠損額」で計算します。これら一連の処理は、発生主義的な考えによるものです。当年度の行政サービスに対応する負担を計上するという意味で収入未済額であっても収益として計上します。</p> <p>ただし、「使用料・手数料」や「分担金・負担金・寄附金」などの収入は、公法上の債権である地方税とは扱いが異なります。公法上の債権は、税法などの次別法の規定により、それぞれ時効が定められています。一方、私法上の債権である使用料などは、「時効の援用」を受けない限り時効は成立しません。そのため、司法上の債権を不納欠損する場合は、時効の援用を受けるか、議会の議決を必要とするため、不納欠損額が発生することは少なくなっています。</p>

「経常収益」を「行政コスト」で除した割合は、受益者負担割合と考えることができます。